

相次ぐインボイス制度・改正電帳法への緩和措置

政府・与党は、2023年度税制改正大綱の公表に向けて、小規模事業者の税負担等を緩和し制度の円滑な導入を図るために、消費税のインボイス制度や電子帳簿保存法に関する特例措置の検討を11月18日にスタートした。その内容を解説する。



中田 和重
中田公認会計士事務所 所長
公認会計士・税理士

【Q1】 激変緩和措置がなぜ導入されるのか？

2023年10月からのインボイス制度の導入まで1年を切りましたが、日本商工会議所が9月に公表した「消費税インボイス制度」の実態調査によれば、課税売上高が1000万円以下の免税事業者と取引をしている約28%の課税事業者は、インボイス制度の導入後は、「免税事業者との取引は（一切または一部）行わない」、「6年間の経過措置の間は取引を行う」と回答し、免税事業者との取引を見直す意向を示しました。さらにそのうち、約65%の課税事業者が

と、売上に係る消費税から仕入に係る消費税を控除するためには、原則としてすべての課税取引にインボイスが必要となります（自動販売機や公共交通機関の税込み3万円未満の取引等を除く）。
現行（2023年9月末まで）の消費税法においては、売上規模に関係なく取引金額が1回3万円未満の仕入については帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められており、2023年10

取引先の免税事業者に対し、「インボイス発行事業者になるように要請する」と回答しました。

これに対し課税事業者と取引を行う免税事業者の約30%は、「課税事業者になる予定」、約20%は「要請があれば課税事業者になる予定」と回答する一方、約37%は「まだ分からない」と回答しました。

このため課税事業者との取引を継続してもらうには、免税事業者は、自らインボイスを発行する課税事業者を選択して納税の負担をするか、免税事業者のまま消費税率相当額を減額して

月にインボイス制度が導入されると事務負担が増加するため、税理士会等から改正に反対する意見が多く出されてきました。

与党の税制調査会では、買手の事務負担を軽減するために、課税売上高が年間1億円以下の事業者が1回1万円未満の仕入をする場合には、インボイスがなくても仕入税額控除が受けられる6年間の経過措置の改正が検討されています（図表2）。

図表1 簡易課税制度と改正予定の特例の納税割合の比較

消費税の納税額は、簡易課税では業種によって異なり、課税売上高に係る消費税額に下記の納税割合（1-みなし仕入率）を乗じて算定されます（特例は業種に関係なく一律20%で3年間の経過措置）。

	①現行の簡易課税制度	②改正予定の特例
対象事業者	課税売上高*5000万円以下	課税売上高*1000万円以下
消費税の納税割合	(1-みなし仕入率)	同左
業種毎の納税割合	卸売業 10% 小売業 20% 製造業・建設業等 30% 飲食店業 40% サービス・運輸業等 50% 不動産業 60%	一律20%

*課税売上高とは、基準期間（2事業年度前）の課税売上高を指します。

図表2 課税売上高1億円以下の1万円未満のインボイスが不要に

	2023年10月1日以降*1	
	改正前	改正予定 (6年間の経過措置)
課税売上高	売上規模にかかわらず (全事業者)	1億円以下
インボイスの取得	原則としてすべての仕入に インボイスが必要*2	税込み1万円未満の仕入は インボイス不要

- *1 2023年9月30日までは、売上規模に関係なく税込み3万円未満の仕入については領収書がなくとも帳簿へ所定の事項を記載すれば、消費税の仕入税額控除が認められます（ただし法人税の損金処理には領収書、支払明細書等は必要）。
- *2 インボイスの発行が免除される税込み3万円未満の公共交通機関や自動販売機からの商品の購入等、従業員等への出張旅費等についてはインボイスは不要。

請求するかの選択が必要となると考えられます。

【Q2】 買手の納税額の軽減は？
消費税の納税額の計算方法には、消費税を厳密に計算する原則課税のほかに、基準期間の課税売上高が5000万円以下の中小企業の事務負担を減らすために、簡易課税制度が設けられています。簡易課税制度では、経理処理を軽減できるうえ、節税効果も期待できるため多くの事業者が採用しています。

簡易課税制度の納税額の算定はシンプルで、事業の区分に応じたみなし仕入率が定められているため、仕入に係る消費税を集計する必要があります。納税額は課税売上高に係る消費税額に1からみなし仕入率を控除した割合を掛けることで算定できます。例えば、課税売上高が税抜3000万円で消費税率10%の製造業であれば、納税額は消費税額300万円に30%（1-みなし仕入税率70%）を乗じた90万円となります（図表1①）。

今回検討中の経過措置は、年間売上高1000万円以下の免税事業者がインボイスを発行するために課税事業者となる場合に3年間適用できる制度で、業種に関係なく課税売上高に係る消費税額の一律20%を納税する制度です（図表1②）。

【Q3】 買手の事務負担の軽減の特例は？

取引の正確な消費税額と消費税率を把握することを目的とするインボイス制度が導入される

【Q4】 請求書保存について紙印刷も容認？

電子帳簿保存法における電子取引とは、見積書・請求書・領収書・納品書など、取引に関する情報を電子メールやクラウドサービスなどで授受する取引をいいます。2024年1月以降に取引先からメール等の電子取引で受け取る請求書等については、紙での保存は認められず、専用のシステムやソフトを導入するか、事務処理規程を整備して請求書データ等ごとに取引年月日、取引先、金額等の検索要件を満たすように厳格に電子取引を管理、保存する必要があります。

しかし与党の税制調査会では、税務当局が「相当な理由」があると判断すれば、事前の申請も不要で特例が適用されるよう検討されています。特例では、厳格な検索要件は必要とされず、メール等で受け取った請求書データを専用フォルダで保存し、税務調査の際に税務当局が確認できるようにしておけばよいようになります。なお適用される売上高の要件や経過措置の期間は未定です。

*

今回の記載内容以外にもスキヤナ保存制度の簡素化等の緩和が行われる見込みです。なお、記載内容は2022年11月30日現在の情報に基づいており、改正内容は、同年12月に公表の税制改正大綱をご確認下さい。